

労働者派遣事業の許可申請にあたっての自己チェックの結果について

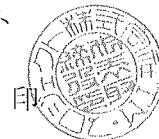
厚生労働大臣 殿

(東京労働局長 経由)

労働者派遣事業の許可申請を行うにあたり、当社の状況について以下のとおり自己チェックをいたしました。

令和 3 年 12 月 1 日

住所 東京都国立市富士見台 1 丁目 10 番地の 1 セクション II 205 号
 株式会社 TM・プロジェクト
 代表者役職 代表取締役
 代表者名 石岡 孝光



(自己チェック実施者：自署であること)

役職 常務取締役
 氏名 石岡 孝光
 ベルタ株式会社

1 原則の事項

質問		回答	
労働者派遣法、労働基準法その他の法律を遵守する		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
欠格事由に該当する事項はない		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
専ら派遣として行う事業ではない		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
過去 3 年以内に派遣元責任者講習を受講した派遣元責任者を規定の人数配置している		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
個人情報の管理について規定の措置を実施している		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
以下のいずれかの財産的基礎を満たしている		<input checked="" type="checkbox"/> はい (満たしている項目にもチェック)	<input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 大企業、中小企業 (右の中小企業を除く) 基準資産額 2,000 万円以上、基準資産額が負債の総額の 7 分の 1 以上、現預金 1,500 万円以上	<input type="checkbox"/> (1 事業所のみの) 中小企業 常時雇用している派遣労働者が 10 人以下、基準資産額 1,000 万円以上、基準資産額が負債の総額の 7 分の 1 以上、現預金 800 万円以上	<input type="checkbox"/> (1 事業所のみの) 中小企業 常時雇用している派遣労働者が 5 人以下、基準資産額 500 万円以上、基準資産額が負債の総額の 7 分の 1 以上、現預金 400 万円以上	
事業所はおおむね 20 m ² 以上ある		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
雇用している派遣労働者について	<input type="checkbox"/> 雇用期間が無期の派遣労働者のみを雇用している <input type="checkbox"/> 雇用期間が有期の派遣労働者のみを雇用している <input type="checkbox"/> 雇用期間が無期の派遣労働者と有期の派遣労働者どちらも雇用している		
派遣労働者を労働保険、社会保険に加入させている		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

2 許可要件に関する特記事項

質問	回答	
派遣労働者のキャリア形成支援制度の事項		
実施する教育訓練は、その雇用する全ての派遣労働者を対象としている	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
実施する教育訓練は、有給かつ無償で行われるものである	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
実施する教育訓練は、派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものとなっている	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
派遣労働者として雇用するに当たり実施する教育訓練が含まれている	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(無期雇用派遣労働者を雇用する事業主のみ) 無期雇用派遣労働者に対して実施する教育訓練は、長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容のものである	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
担当者を配置したキャリア・コンサルティングの相談窓口を設置しており、希望をすれば、雇用するすべての派遣労働者が利用できる	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
キャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供を行う手続が規定されている	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
派遣労働者全員に対して入職時の教育訓練が行われ、教育訓練は、少なくとも最初の3年間は毎年1回以上の機会の提供がある	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
実施時間数については、フルタイムで1年以上の雇用見込みの派遣労働者一人当たり、少なくとも最初の3年間は、毎年概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供がある	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
教育訓練に関する事項等に関する情報として、段階的かつ体系的な教育訓練計画の内容についての情報をインターネットの利用その他適切な方法により提供している	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
派遣元事業主は、派遣労働者のキャリアアップ措置に関する実施状況等、教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間は保存している	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

質問	回答	
派遣労働者に関する就業規則・労働契約の記載事項		
教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする規定がある	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる規程や、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる旨の規定がない	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第 26 条に基づく手当を支払う規定がある	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

3 その他の事項

質問	回答	
その他		
既に事業を行っている者であって、雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではない	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
派遣労働者に対して、労働安全衛生法第 59 条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備している	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(記入にあたっての注意)

本票は、あくまでも許可申請内容に対する自己チェックを目的としています。

このため、すべての事項が「はい」であったとしても、審査の結果如何では自己チェックの結果とは異なることがあります。